資料　1

文部科学省における不登校児童生徒への支援施策

令和3年10月6日
不登校に関する調査研究協力者会議資料

文部科学省

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は181,272人（前年度164,528人）であり，1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人（前年度16.9人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は，平成10年度以降，最多となっている。

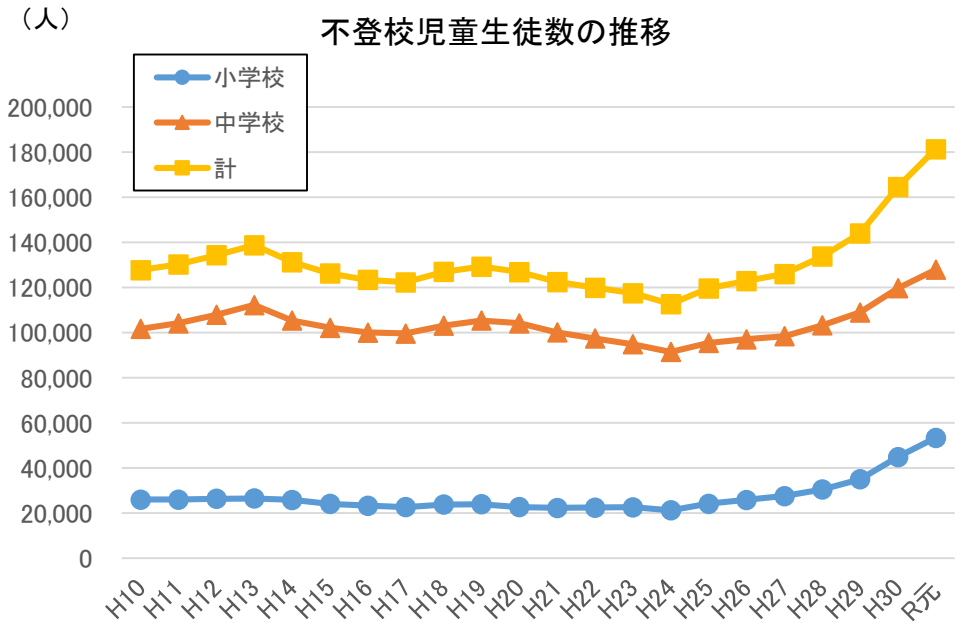

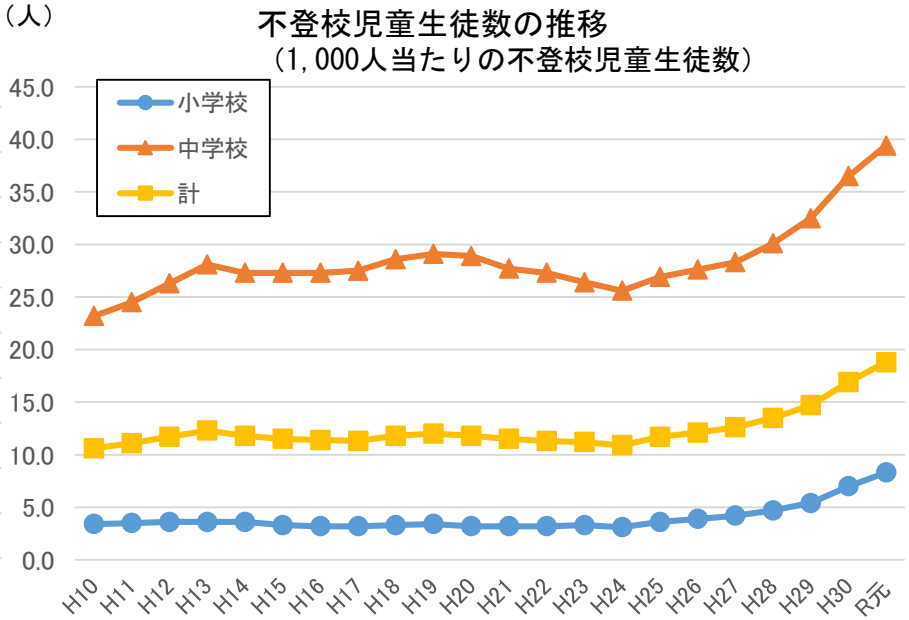

不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は不登校児童生徒数の55.6%を占め、長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

（人）

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		出席日数0日の者		不登校児童生徒数
小学校	30,718	57.6%	18,383	34.5%	2,648	5.0%	1,601	3.0%	53,350
中学校	49,697	38.8%	60,188	47.1%	12,280	9.6%	5,757	4.5%	127,922
合計	80,415	44.4%	78,571	43.3%	14,928	8.2%	7,358	4.1%	181,272

55.6%

※ パーセンテージは，各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和元年度）

高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は50,100人（前年度52,723人）であり，1,000人当たりの不登校生徒数は，15.8人（前年度16.3人）である。

不登校生徒数の推移

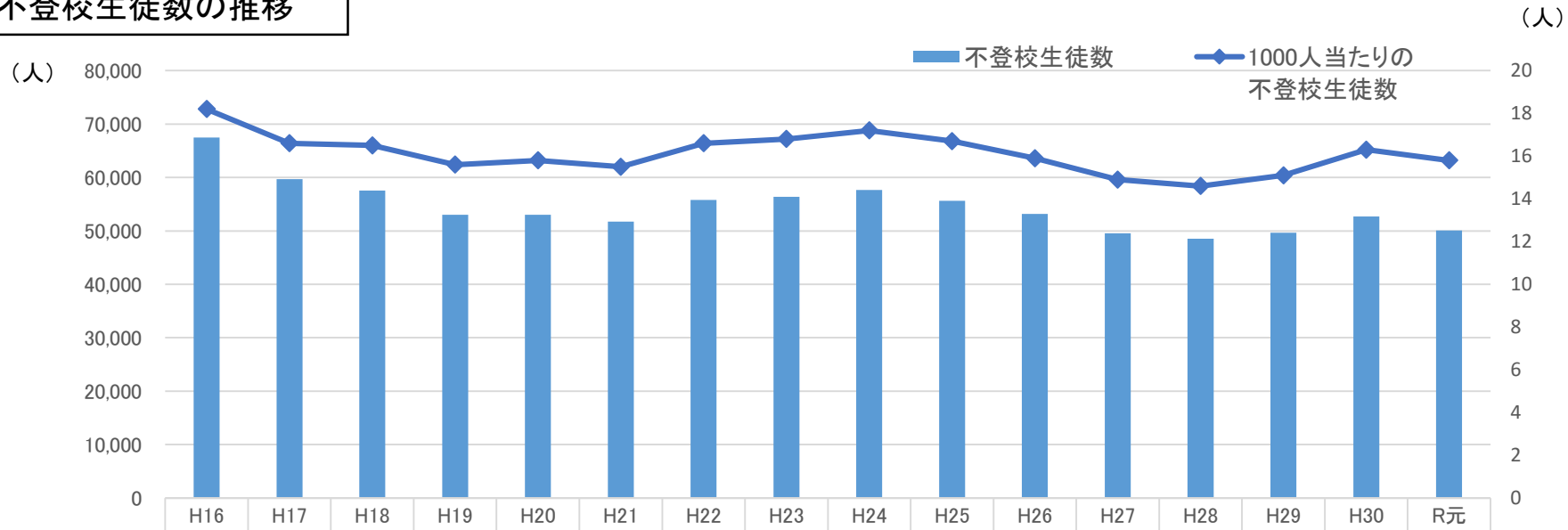

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
不登校生徒数	67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100
1000人当たりの不登校生徒数	18.2	16.6	16.5	15.6	15.8	15.5	16.6	16.8	17.2	16.7	15.9	14.9	14.6	15.1	16.3	15.8

90日以上欠席した者は，不登校生徒数の19.0%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公私立計	40,592	81.0%	7,685	15.3%	1,202	2.4%	621	1.2%	50,100

	国公私立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	11,210	22.4%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,491	7.0%

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法　平成２８年１２月１４日公布】

Ⅰ．総則（第1条～第6条）

目的　教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

1　全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
2　不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
3　不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
4　義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
5　国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

Ⅱ．基本指針（第7条）

1　文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
2　作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

Ⅲ．不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

1　全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
2　教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
3　不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
4　学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
5　学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

Ⅳ．夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

1　地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
2　都道府県及び区域内の市町村は、１の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

Ⅴ．教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

1　実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
2　国民の理解の増進
3　人材の確保等
4　教材の提供その他の学習の支援
5　学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

Ⅵ．その他

1　公布日から２月後に施行（Ⅳ.は、公布日から施行）
2　政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
3　政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後３年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）
（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

1.　教育機会の確保等に関する基本的事項

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
○ 基本指針の位置付け
○ 基本的な考え方
- 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
  - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
    ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
    ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
    ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
    ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと　等
- 夜間中学等における就学の機会の提供等　➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2.　不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
- 魅力あるより良い学校づくり
- いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進　等
- 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援　等
- 不登校等に関する教育相談体制の充実
  - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進　等

3.　夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中学等の設置の促進等
- 設置の促進
  - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
- 既設の夜間中学等における教育活動の充実
- 自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4.　その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○ 調査研究等
○ 人材の確保等
○ 相談体制等の整備
○ 国民の理解の増進
○ 教材の提供その他の学習支援

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】　「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1　不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること

・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2　学校等の取組の充実

・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること

・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること

・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、*ICT*を活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3　教育委員会の取組の充実

・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること

・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること

・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること

★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること

★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切**であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること

★訪問等による対面指導が適切に行われること

★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること

★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること

★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

教育機会確保法の施行状況の検討について

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）附則の規定に基づき、法の施行状況について検討を実施。

（参考）教育機会確保法附則
3　政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

検討スケジュール

2018年12月

不登校、フリースクール、夜間中学の有識者による合同会議（第１回）を開催

（不登校に関する調査研究協力者会議　フリースクール等に関する検討会議　夜間中学設置推進・充実協議会）

2019年1～2月

不登校児童生徒の支援に係る実態調査を実施

趣旨・概要

各教育委員会等における不登校児童生徒の支援に係る現状を把握するため、
①教育機会確保法成立後の取組
②民間の団体・施設との連携状況
③教育支援センターの活用状況
についての実態調査を実施。調査結果をＨＰに掲載。

※調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人

3月以降

実態調査の結果等を踏まえつつ、有識者会議において検討

第２回（H31.3.15）　第３回（R1.5.13）　第４回（R1.6.7）

6月末

再び、不登校、フリースクール、夜間中学の有識者による合同会議を開催し、これまでの議論を取りまとめ

教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ【概要】

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の附則の規定に基づき、平成30年12月から有識者会議において法律の施行状況についての検討を行い、令和元年６月にその議論をとりまとめた。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する主なとりまとめの概要は以下のとおり。

主な現状・課題

○小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降５年連続で増加している。（小中合計：**144,031人**）

○法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。
→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（**約16%)**

○特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に**12校**あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは**2校**。（59の教育委員会等が設置を検討している）。

○教育支援センターは全国に**1,295箇所、約６割**の自治体に設置されている。未設置の主な理由は「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」。

○**約15%**の教育委員会等が不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由は「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。

○法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。（法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等は**約5%**）

○**約500**の教育委員会等において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。

○**約60**の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。

主な対応の方向性

○全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、**法や基本指針の理解を深める**とともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。

○**不登校特例校**の設置や取組事例等の周知、設置の申請に係る支援の強化など、設置促進に向けた方策を検討する。

○**教育支援センター**が設置されていない自治体への設置を推進するほか、近隣の既設のセンターとの連携や複数の自治体による**広域連携**、**公と民との連携**、既存の**公的施設の活用**等によるセンターの設置等、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。

○**ICTを活用**した学習機会の提供、**訪問型支援**、保護者や学校の教職員への**コンサルテーション**など、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、地域の大学等の教育機関を含め関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。

○教育委員会等と**民間の団体・施設の連携**推進に向けた方策を検討する。

○不登校児童生徒の実態や要因等に関する**調査研究**について検討する。

○学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。

○多様な教育機会の確保のために必要な**経済的支援**の方策について、現行制度の活用も含め、引き続き検討する。

不登校児童生徒への支援施策

○　個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向け、教育支援センターの取組支援や、出席扱いの措置、教育課程の弾力化等に取り組んでいる。

・教育支援センター（適応指導教室）の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進
（令和元年度：1,527施設（H30：1,449施設））

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化（不登校特例校）

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成17年７月６日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

【令和２年度に創設】

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知（義務教育）】
【平成21年３月12日付け初等中等教育局長通知（高等学校）】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

【平成５年３月19日付け初等中等教育局中学校課長通知（義務教育）】
【平成21年３月12日付け初等中等教育局長通知（高等学校）】

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額　2.4億円
（前年度予算額　1.9億円）

【背景】 ○ 不登校児童生徒数は７年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約１８万１千人）
○ 平成２８年１２月７日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第７条を踏まえ、平成２９年３月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。

◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（実施回数を拡充）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓ アウトリーチ型支援等の実施
教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（支援員の拡充）。

✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置　（関連施策）

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和４年度概算要求額　98億円

１．事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
２．補助事業者　都道府県・指定都市　（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
３．補助率　１／３

支援スタッフの配置　（関連施策）

■学力向上を目的とした学校教育活動支援
令和４年度概算要求額　46億円の内数

１．事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
２．補助事業者　都道府県・指定都市　（市区町村は間接補助）
３．補助率　１／３

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援　（関連施策）

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）
令和４年度概算要求額　22億円の内数

１．事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
２．補助事業者　都道府県　３．補助率　１／２

実施主体	都道府県 政令指定都市
補助割合	国　1/3 都道府県・政令指定都市　2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

不登校児童生徒の学習環境の確保に向けた今後の主な方向性について

中央教育審議会答申　令和３年１月２６日
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～
（抜粋）

第Ⅱ部　各論
２．９年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
（４）義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策
①不登校児童生徒への対応

○　不登校を減らすためには，学校が児童生徒にとって安心感，充実感が得られる活動の場となり，いじめや暴力行為，体罰等を許さず，学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど，児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなることが必要である 。

○　また，現に不登校となっている児童生徒に対しては，個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより，学習環境の確保を図ることも必要である。

○　このため，**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備，アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センター の機能強化，不登校特例校 の設置促進，公と民との連携による施設の設置・運営など教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し，相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実，自宅等でのICTの活用等多様な教育機会の確保**など，子供たちが学校で安心して教育が受けられるよう，学校内外において，個々の状況に応じた段階的な支援策を講じるとともに，更に効果的な対策を講じるため，**スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実**等の調査研究を進めていくことが必要である。

６．遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
（３）特例的な措置や実証的な取組等
②学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

○　学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養，不登校など）に対し，遠隔・オンライン教育を活用した学習について**出席扱いとする制度や，学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進**に向けて，好事例を周知し，学校外での学習活動の適切な把握を進めるとともに，制度の利用状況を分析し，より適切な方策を検討するべきである。

③個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

○　また，特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別の教育課程を編成し，多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については，学校外における受講も認めること）について，特例的な措置を講じ,対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施するべきである。